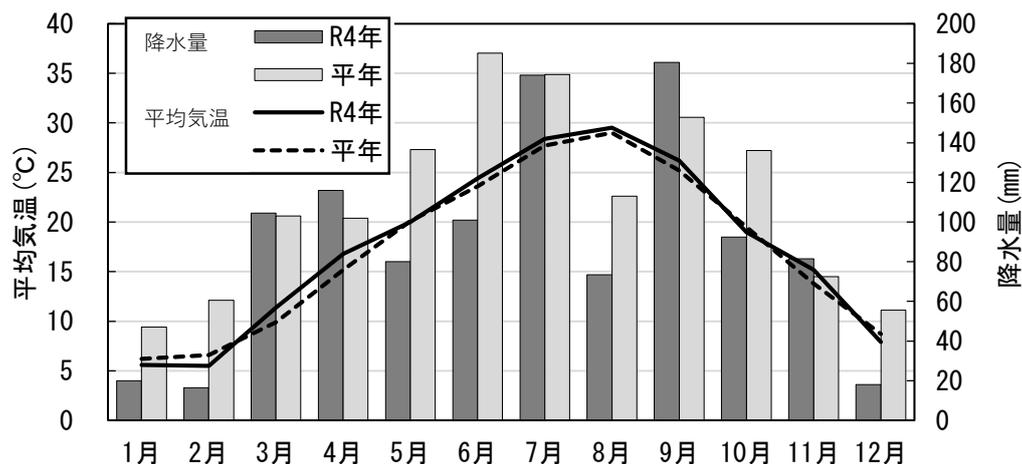


### 3.3 自然環境の概況

#### 3.3.1 気象

大阪市は、温暖少雨の瀬戸内海気候区に属している。

大阪管区気象台の観測結果(気象庁ホームページ)によると、令和4年の大阪の平均気温は17.5℃、年間の降水量は1,058.0mmであった。平年値(1991年～2020年までの30年間の平均値)は、平均気温が17.1℃、年間降水量が1,338.3mmであり、図3.3.1に示すとおり、令和4年は平年に比べ気温が高く、降水量が少なかった。



出典：「大阪府の気象 2022年(令和4年)年報」(大阪管区気象台)より作成

図3.3.1 気象観測結果(平年値及び令和4年観測値)

#### 3.3.2 地象

##### (1) 地形

大阪市は、大阪平野の西側に位置する。北は神崎川、南は大和川に、西は瀬戸内海に囲まれ、東は守口市、門真市、東大阪市、八尾市等の平地に接している。

「地形分類図(大阪西南部・大阪東南部)」(国土交通省ホームページ)によると、市の中央部からやや東よりに上町台地が南北に延び、大阪湾に面した西側は三角州となっている。

淀川河口の此花区等の一部には、地盤高が平均潮位より低い海拔0m地帯が広がっている。

事業計画地が位置する住之江区は、大阪市の湾岸部南端に位置し、北部は木津川に、南部は大和川に、西部は大阪湾に接している。

##### (2) 地質

「表層地質図(大阪西南部・大阪東南部)」(国土交通省ホームページ)によると、大阪市は上町台地が砂礫からなる洪積層であるが、平野部は主に未固結堆積物の沖積層で、沿岸部の地質はほとんどが泥となっており、また、事業計画地が位置する住之江区の地質は、主に泥及び埋立地となっている。

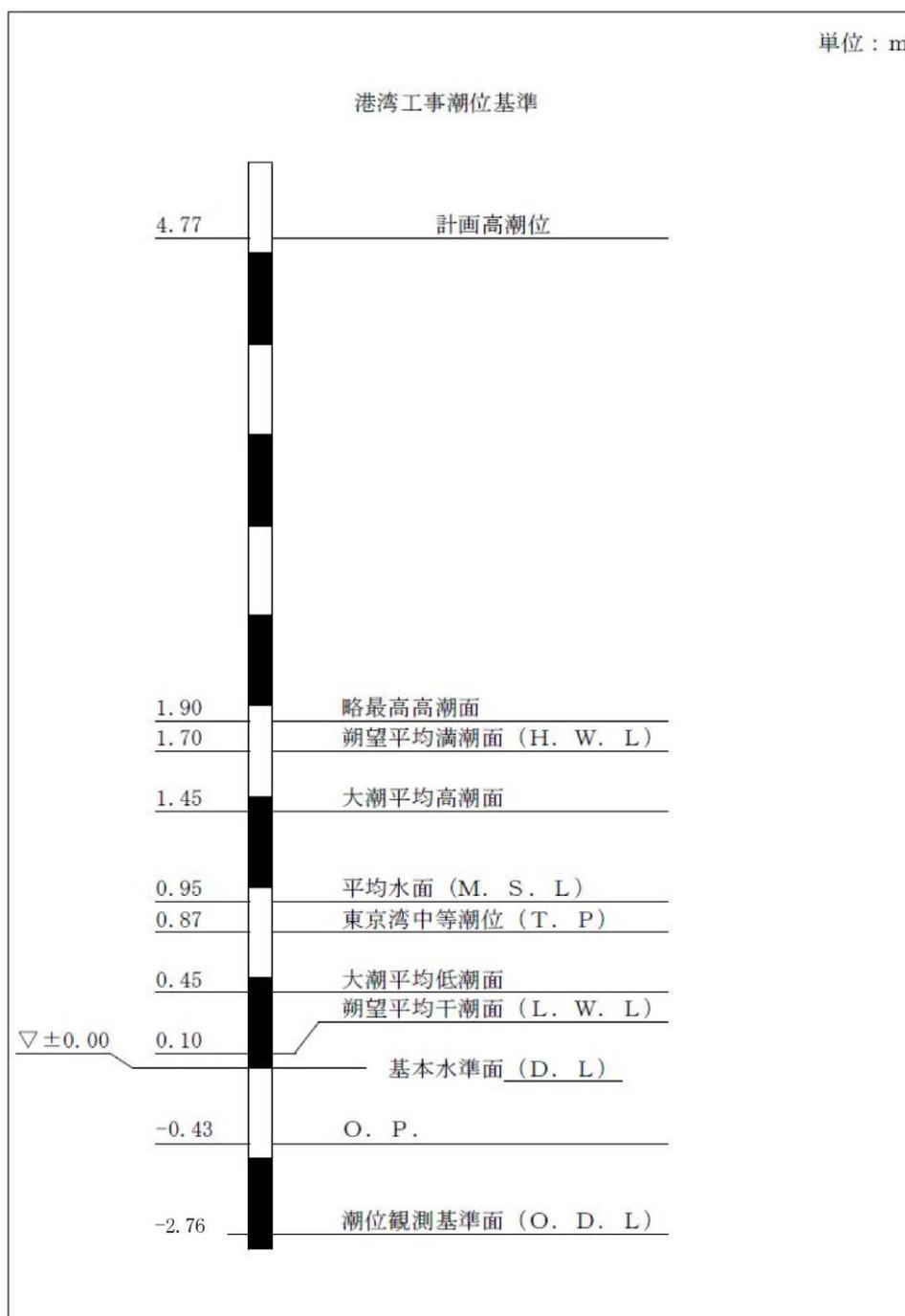
### 3.3.3 水 象

#### (1) 海域水象

##### (a) 潮 位

大阪港における潮位は図 3.3.2 に示すとおりであり、朔望平均満潮面<sup>1)</sup>と朔望平均干潮面<sup>2)</sup>との差は 1.6m となっている。

- (注) 1. 暦の朔（新月）及び望（満月）に当たる日から 5 日以内における最高満潮位の平均面  
2. 暦の朔（新月）及び望（満月）に当たる日から 5 日以内における最低干潮位の平均面。



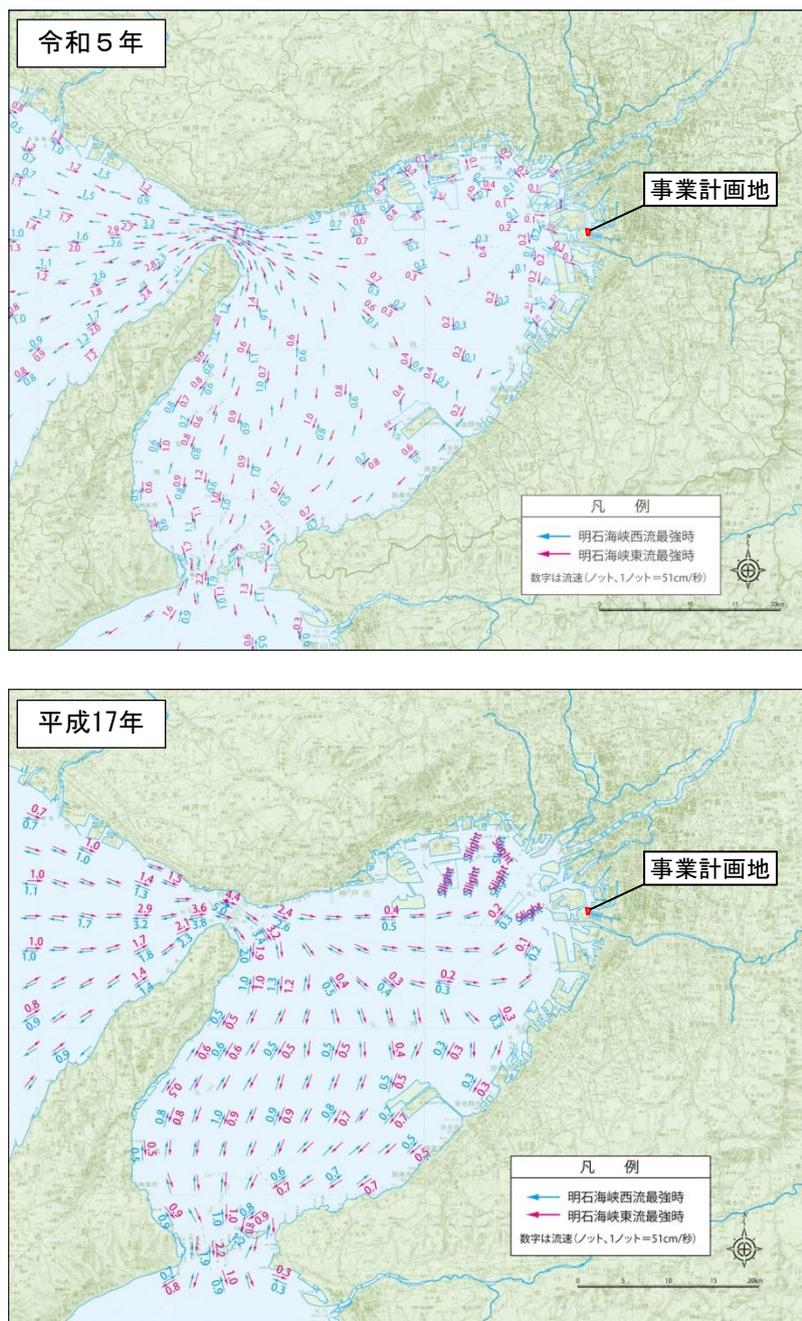
出典：「大阪港港湾工事共通仕様書 添付資料（港湾工事標準図表）」（大阪港湾局資料、令和 5 年 4 月）

図 3.3.2 潮位関係図

## (b) 潮流

大阪湾における潮流の概況（令和5年・平成17年）は、図3.3.3に示すとおりである。

大阪湾では、上げ潮時には紀淡海峡から紀伊水道の海水が流入し、湾内に流入した海水は主として湾西部の水深30m以深の海域を北上し、明石海峡を通過して播磨灘に流出する。一方、下げ潮時には上げ潮時とほぼ逆の向きの流れとなって、大阪湾の海水は紀伊水道に流出している。流速は、明石海峡で最も速く、上げ潮・下げ潮とも最大で4ノット（毎秒約2m）以上となる。この傾向は、令和5年及び平成17年の時点で変化はみられていない。



(注) 0.1ノット未満の潮流は、Slight と表示した。S から t の向きへの流れを示している。

出典：「大阪湾環境図説」（国土交通省近畿地方整備局、令和2年5月）

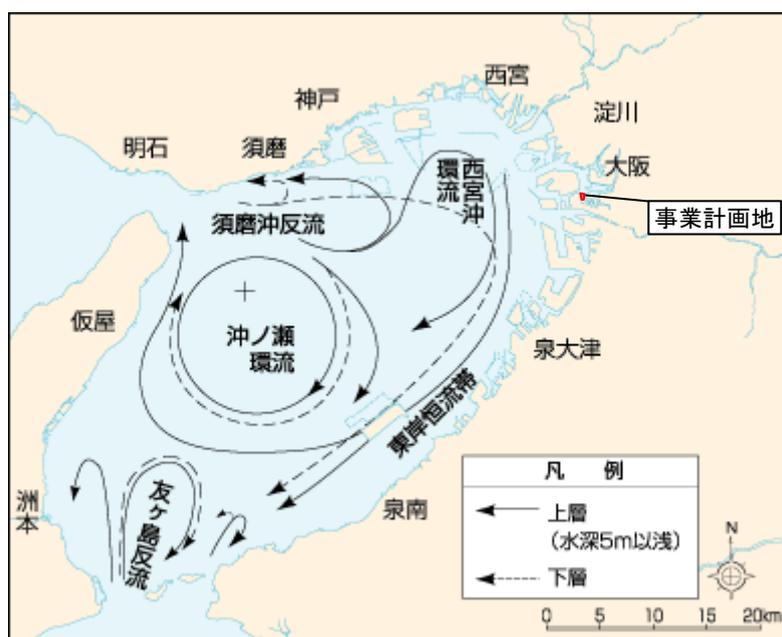
図3.3.3 大阪湾における潮流の概況

### (c) 恒流

大阪湾内における恒流の概況は、図 3.3.4 に示すとおりである。

事業計画地周辺地域が面する大阪湾内には恒流が存在しており、大阪湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い右回りの循環流（沖ノ瀬環流）が、大阪湾東部には右回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流<sup>注</sup>であり、上層～下層までほぼ一様に回転しており、西宮沖環流は上層（水深5m以浅）に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。

(注) 潮汐残差流：海水流動はいろいろな成分流に分けて考えることができるが、周期性のある成分（潮流）を取り除いた流れのこと。恒流、平均流と呼ばれるものと同義語である。

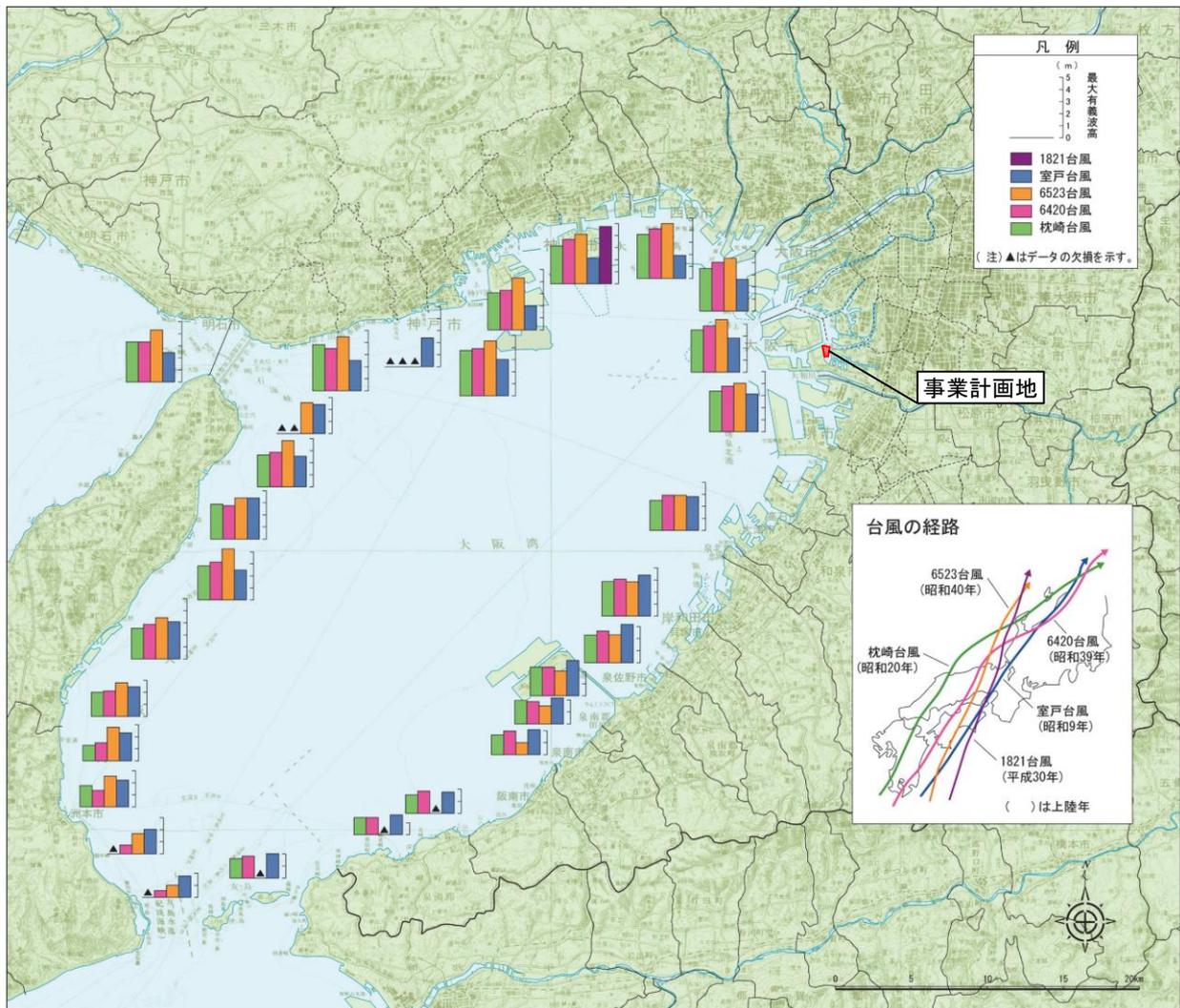


出典：「大阪湾環境図説」（国土交通省近畿地方整備局、令和2年5月）

図 3.3.4 大阪湾における恒流の概況

### (d) 波浪

大阪湾における台風時の波浪分布は図 3.3.5 に示すとおりであり、台風の経路によって異なり大阪湾の西側を北東進した場合に高い波となることが多い。大阪湾に接近した室戸台風の場合は、淡路島東岸や大阪府沿岸で高い波が観測されている。これより西側を通過した昭和40年の台風第6523号の場合には、神戸～堺にかけては4m以上と湾奥では最も高い波高となっている。また、平成30年に大阪湾を通過した台風21号は、神戸波浪観測所において最大有義波高4.72mを観測した。台風による風は、一般に中心気圧が低く、気圧傾度が密なほど強い。風速は、台風の中心からやや離れた所で最大となり、台風の進行方向の右側で強く、左側で弱い。



(注) 平成 30 年台風 21 号 (1821 台風) の最大有義波高は、「神戸波浪観測塔」のみの表示である。

出典：「大阪湾環境図説」(国土交通省近畿地方整備局、令和 2 年 5 月)

図 3.3.5 大阪湾における台風時の波浪分布

### (e) 高潮

大阪湾において発生した主要な高潮は、表 3.3.1 に示すとおりである。

高潮の大きさを表すには、最高潮位と潮位偏差(高潮偏差ともいう)があり、最高潮位はそのときの天文潮位の値によって変化するため、純粋に気象要素が高潮に寄与している量は潮位偏差により知ることができる。

大阪湾における高潮は、ジェーン台風、第二室戸台風、台風第 6523 号のように紀伊水道から大阪の西側を北北東又は北東進する台風の場合や、ルース台風のように日本海岸に沿って東北直進する場合に発生し、高潮位は 5～6 時間継続する。この高潮の量は大阪から南になるほど漸減する。

平成 30 年 9 月 3 日から 5 日にかけての台風 1821 号では、大阪において約 70 年間で最大である 2.77m という潮位偏差を記録した。

表 3.3.1 大阪湾において発生した主要な高潮（昭和 35 年～平成 30 年瞬間最大偏差）

（単位：m）

年月日	原因	下津	和歌山	淡輪	大阪	尼崎	神戸	洲本	小松島
昭和25年9月3日	ジェーン台風	1	1.1		2.4		1.7	1.2	
昭和26年10月15日	ルース台風				1.1		1.2		
昭和29年9月26日	洞爺丸台風				1.5		1.2		
昭和35年8月26日	台風第 6016 号				1.1		1.1		
昭和36年9月16日	第二室戸台風	1.6	2.2 <sup>痕</sup>		2.6 <sup>痕</sup>		1.9	1.9	
昭和39年9月25日	台風第 6420 号		1.1		1.8	2.1	1.7		
昭和40年9月10日	台風 6523 号		1.4		2.2	2	1.9	1.3	
昭和50年8月23日	台風 7506 号				1.1	1.1			1.0
昭和54年9月30日 ～10月1日	台風 7916 号		1.2	1.2	1.3		1.1	1.1	
昭和62年10月17日	台風 8719 号				1.1		1.08		1.09
平成3年9月27日	台風 9119 号				1.22		1.1		
平成5年9月3日 ～4日	台風 9313 号				1.12		1.13		
平成8年8月14日	台風 9612 号				1.12		1.02		
平成10年9月22日	台風 9807 号				1.31				
平成10年10月16日 ～18日	台風 9810 号			1.12	1.88		1.66		
平成15年8月6日 ～10日	台風 0310 号				1.00				
平成16年6月20日 ～21日	台風 0406 号		1.08		1.52		1.37		
平成16年8月28日 ～31日	台風 0416 号				1.33		1.35		
平成16年9月4日 ～8日	台風 0418 号				1.03		1.02		
平成16年9月29日 ～30日	台風 0421 号				1.03				
平成16年10月18日 ～21日	台風 0423 号		1.59	1.76	1.74			1.43*	1.55
平成23年8月31日 ～9月4日	台風 1112 号								1.01
平成26年8月7日 ～10日	台風 1411 号				1.23		1.20		
平成27年7月15日 ～17日	台風 1511 号								1.09
平成29年9月17日 ～18日	台風 1718 号						1.06		
平成30年8月23日 ～24日	台風 1820 号				1.47		1.47		
平成30年9月3日 ～5日	台風 1821 号		1.46	1.24	2.77		1.81	1.24	1.22

（注）痕：痕跡による。

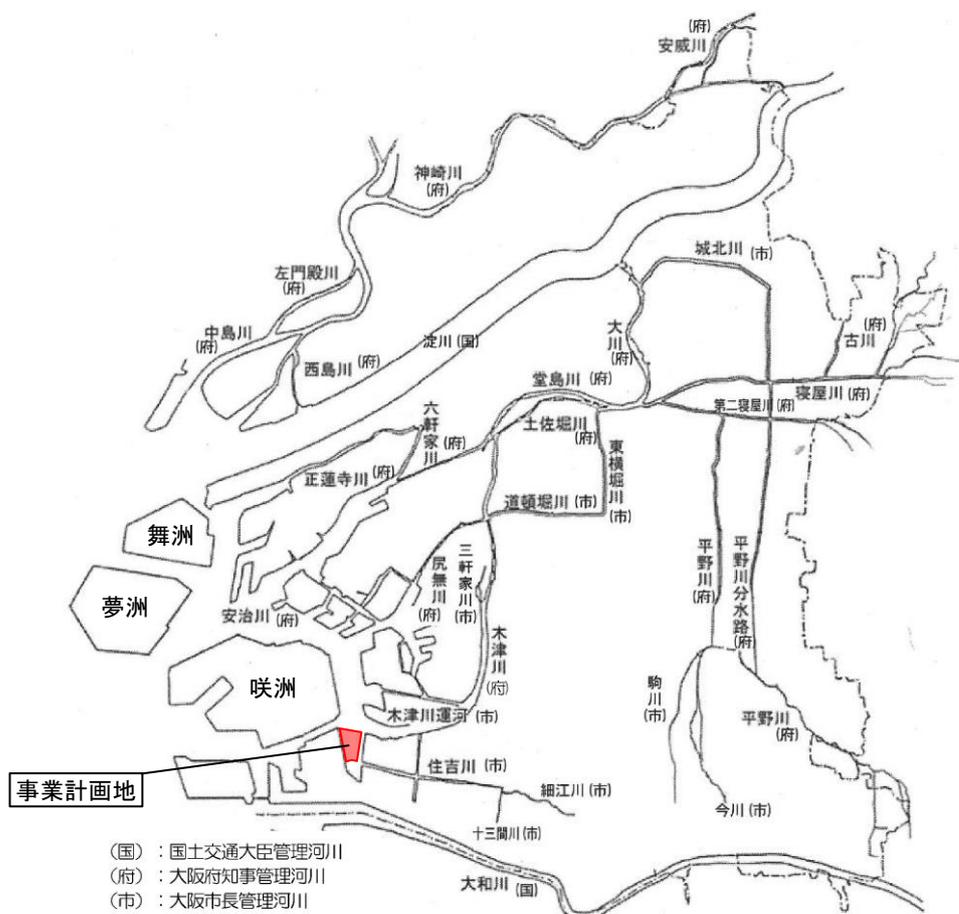
出典：「大阪湾環境図説」（国土交通省近畿地方整備局、令和2年5月）

## (2) 河川水象

大阪市内の海岸線と主な河川の状況は図 3.3.6 に示すとおりである。

大阪市域内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川水域、毛馬水門から分流して旧淀川である大阪市内河川水域、大阪平野東部から大阪府下の群小河川が京橋で大川と合流する寝屋川水域、大阪市の南端には大和川水域がある。

大阪港港湾区域には、夢洲埋立地、舞洲埋立地、咲洲埋立地等の広大な人工島が造成されている。事業計画地は、木津川と住吉川の河口に位置している。



水質測定水域区分	河川名
淀川水域	淀川
神崎川水域	神崎川、左門殿川、安威川、中島川、西島川
寝屋川水域	寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川分水路、平野川、駒川、今川
大阪市内河川水域	大川、城北川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、正蓮寺川、六軒家川、安治川、尻無川、木津川、木津川運河、住吉川、東横堀川、細江川、十三間川
大和川水域	大和川

出典：「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）より作成

図 3.3.6 大阪市内の海岸線と主な河川の状況

### 3.3.4 動物、植物、水生生物

#### (1) 貴重種の生息・生育状況

「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府環境農林水産部、平成 26 年 3 月）によると、事業計画地周辺地域では、希少な野生生物が生息し、種の多様性が高い地域である生物多様性ホットスポットの A ランクに南港野鳥園が指定されているが、事業計画地から西北西の方向に約 4 km 離れている。

「大阪の生物多様性ホットスポット-多様な生き物たちに会える場所-」（大阪府環境農林水産部、平成 28 年 1 月）によると、南港野鳥園周辺では、貴重な生態系として干潟・河川汽水域と代替裸地・草地（埋立地）があり、貴重な生物としては、水鳥のコアジサシやシロチドリ等、猛禽類のチュウヒやハイイロチュウヒ等、干潟生物としてウスコミミガイ、ウチワゴカイ、フジテガニ等の記録がある。生物多様性ホットスポットの位置は、図 3.3.7 に示すとおりである。

#### (2) 自然環境保全地域・鳥獣保護区の指定状況

事業計画地周辺地域には、自然環境保全地域はない。

「令和 4 年度大阪府鳥獣保護区等位置図」（大阪府環境農林水産部、令和 4 年 10 月）によると、大阪湾は沿岸部の広域が特定猟具使用禁止区域（銃）に、周辺では淀川が鳥獣保護区に指定されているが、事業計画地は指定されていない。鳥獣保護区等の指定状況は、図 3.3.7 に示すとおりである。



出典：本図は、電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成  
 「大阪の生物多様性ホットスポットー多様な生き物たちに出会える場所ー」（大阪府環境農林水産部、平成 28 年 1 月）、「令和 4 年度大阪府鳥獣保護区等位置図」（大阪府環境農林水産部、令和 4 年 10 月）より作成

凡例	<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 事業計画地
	<span style="border-top: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 市区境界
	<span style="background-color: #90EE90; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 多様性ホットスポット（Aランク）
	<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 鳥獣保護区
	<span style="border: 2px dashed orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 特定猟具使用禁止区域（銃）

図 3.3.7 生物多様性ホットスポット・鳥獣保護区等の分布状況

### 3.3.5 レクリエーション資源

事業計画地周辺地域の主なレクリエーション資源としては、都市公園やスポーツ施設、眺望の利くビューポイント等が挙げられる。事業計画地周辺地域のレクリエーション資源の分布状況は、図 3.3.8 に示すとおりである。

住之江区及び大正区における都市公園の数及び面積は、表 3.3.2 に示すとおりである。

事業計画地周辺地域では、大阪南港野鳥園、南港魚釣り園護岸等のレクリエーション施設がある。

表 3.3.2 都市公園の数、面積等

市区名	人口 (人)	市営公園 (カ所)	国営・府営公園 (カ所)	公園数合計 (カ所)	公園面積 (m <sup>2</sup> )
住之江区	117,250	51	2	53	666,060
大正区	59,797	23	—	23	294,980
大阪市	2,760,091	992	4	996	9,612,706

(注) 人口は令和 5 年 4 月 1 日現在の大阪市都市計画局調べ「大阪市の推計人口」による。

出典：「大阪市都市公園一覧表」(大阪市建設局、令和 5 年 4 月)



凡例	<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 事業計画地	【レクリエーション資源】
	----- 市区境界	● ビューポイント
		● レクリエーション施設
		● 都市公園
		● 緑地
		● スポーツ施設

図 3.3.8 レクリエーション資源の分布状況

### 3.4 社会的文化的環境の概況

#### 3.4.1 文化財の分布状況

事業計画地周辺地域の文化財等の分布状況は、表 3.4.1～3.4.2 及び図 3.4.1 に示すとおりであり、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、天然記念物等は存在しない。

表 3.4.1 事業計画地周辺地域の文化財

区名	種類	分野	名称	所有者	所在地（管理者）
住之江区	国 (指定)	有形（重文）	太刀（銘：長光）	個人	大阪市住之江区粉浜
		無形（各）	人形浄瑠璃文楽人形 桐竹勘十郎	桐竹勘十郎	大阪市住之江区
	府 (選択)	民俗	天神祭のどんどこ船行事	どんどこ船講	大阪市住之江区平林
	市 (指定)	有形	旧加賀屋新田会所 鳳凰亭、書院、居宅	大阪市 (建設局)	大阪市住之江区南加賀屋
			木造 一字金輪三尊坐像	西願寺	大阪市住之江区粉浜
			市電散水車 25 号車輛	大阪市 (交通局)	大阪市住之江区緑木
			市電 1601 型 1644 号車輛		
			地下鉄 100 型 105 号車輛		
			市電 501 型 528 号車輛		
			市電 11 型 30 号車輛		
			祐貞寺真宗関係史料	祐貞寺	大阪市住之江区北島
市電 801 型 801 号車他	大阪市 (交通局)	大阪市住之江区緑木ほか			
民有地図	大阪市 (建設局)	大阪市住之江区南港北			
記念物	加賀屋新田会所跡	大阪市 (建設局)	大阪市住之江区南加賀屋		
大正区	府 (指定)	無形	木工芸	藤寄 一正	大阪市大正区
	市 (指定)	有形	了照寺真宗関係史料	了照寺	大阪市大正区三軒家東 4-15-7

出典：「大阪府内指定文化財一覧表」（大阪府教育庁、令和 5 年 3 月）

表 3.4.2 事業計画地周辺地域の大阪市顕彰史跡

区名	番号	名称	所在地	建立年度	史跡の時代
住之江区	①	加賀屋新田会所跡	住之江区南加賀屋 4-8 加賀屋緑地内	昭和 34 年	江戸
	—	霰松原	住之江区安立 2-11 霰松原公園内	昭和 51 年	江戸
	②	住吉高灯籠	住之江区浜口西 1-6	昭和 61 年	江戸
大正区	③	近代紡績工業発祥の地	大正区三軒家東 2-12 三軒家公園内	昭和 35 年	明治
	④	尻無川櫓堤跡	大正区泉尾 7-17 泉尾浜公園内	平成 10 年	江戸
	⑤	木津川飛行場跡	大正区船町 1-3 新木津川大橋北詰	平成 10 年	昭和

（注）番号は、図 3.4.1 に対応している。「—」は図の範囲外であることを示す。

出典：「大阪市顕彰史跡」（大阪市教育委員会事務局、令和元年 6 月）

#### 3.4.2 埋蔵文化財包蔵地

事業計画地周辺地域の埋蔵文化財包蔵地は、図 3.4.1 に示すとおりである。



1:50,000  
 0 1000 2000 m  
 出典：本図は、電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成  
 「大阪市顕彰史跡」（大阪市教育委員会事務局、令和 5 年 6 月閲覧）及び  
 「埋蔵文化財包蔵地分布図」（大阪府地図情報提供システム）より作成

凡 例	<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 事業計画地
	<span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 20px;"></span> 市区境界
	<b>【文化財等】</b>
	<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: brown; border-radius: 50%;"></span> 顕彰史跡
	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: green; border-radius: 50%;"></span> 埋蔵文化財包蔵地

図 3.4.1 文化財等の分布状況

### 3.5 環境基準等

#### 3.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準

##### (1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 3.5.1 に示すとおりであり、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。また、環境基準の評価方法は、表 3.5.2 に示すとおりである。

表 3.5.1 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<p>1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。</p> <p>3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>5 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気汚染に係る環境基準」（環境省、令和 5 年 6 月閲覧）

表 3.5.2 環境基準の評価方法

物質	評価方法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	短期的 評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
	長期的 評価	年間における1日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わないこととして、その評価を行うものとする。
光化学オキシダント	短期的 評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日の各1時間値について環境基準の評価を行うものとする。
二酸化窒素	長期的 評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には達成されていないものと評価する。 ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いないものとする。
微小粒子状物質	短期基 準によ る評価	測定結果（1日平均値）の年間98パーセントイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
	長期基 準によ る評価	測定結果（1日平均値）の1年平均値について評価を行うものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均 値評価	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（環境庁大気保全局長通知（昭和48年6月12日環大企第143号））  
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（環境庁大気保全局長通知（昭和53年7月17日環大企第262号））  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（環境省水・大気環境局長通知（平成21年9月9日環水大総発第090909001号））  
「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月12日環大企37号）  
「ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準について」（平成13年6月12日環管総182号）

## (2) 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 3.5.3 に、生活環境の保全に関する環境基準（海域）は表 3.5.4 にそれぞれ示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（ただし、ふっ素及びほう素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等の 27 項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じた水域類型を設け、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量等について定められている。

表 3.5.3 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.5.4 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
- 2 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2種：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

ウ

項目 種類	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

エ

項目 種類	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.5.5 に示すとおりである。

表 3.5.5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

#### (4) 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.5.6 に示すとおりである。

表 3.5.6 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

## (5) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.5.7 に、大阪市における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 3.5.8 に示すとおりであり、事業計画地周辺の地域の類型は、C 類型である。

表 3.5.7 騒音に係る環境基準

第1 環境基準																																	
<p>1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50 デシベル以下</td> <td>40 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>A及びB</td> <td>55 デシベル以下</td> <td>45 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60 デシベル以下</td> <td>50 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。                  2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。                  3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。                  4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。                  5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。</p> <p>ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60 デシベル以下</td> <td>55 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65 デシベル以下</td> <td>60 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。                  この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間<sup>1)</sup>については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70 デシベル以下</td> <td>65 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。</p>			地域の類型	基準値		昼間	夜間	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	地域の区分	基準値		昼間	夜間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	基準値		昼間	夜間	70 デシベル以下	65 デシベル以下
地域の類型	基準値																																
	昼間	夜間																															
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下																															
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下																															
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下																															
地域の区分	基準値																																
	昼間	夜間																															
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下																															
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下																															
基準値																																	
昼間	夜間																																
70 デシベル以下	65 デシベル以下																																
<p>2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。</p> <p>(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。                  この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。</p> <p>(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。</p> <p>(3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。</p> <p>(4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。</p> <p>(5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。                  なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。</p>																																	
<p>3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。</p> <p>(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。</p> <p>(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。</p>																																	
<p>第2 達成期間等</p> <p>1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。</p> <p>(1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目処として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。                  ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。</p> <p>2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。</p> <p>3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。</p>																																	
<p>第3 環境基準の適用除外について</p> <p>この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。</p>																																	
<p>附則</p> <p>この告示は、平成11年4月1日から施行する。</p>																																	
<p>(注) 1. 「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日環大企第257号)によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)。</li> <li>前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。</li> </ul> <p>また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル</li> <li>2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル</li> </ul>																																	
<p>平成10年9月30日環境庁告示第64号                  改正 平成12年3月28日環境庁告示第20号                  改正 平成17年5月26日環境省告示第45号                  改正 平成24年3月30日環境省告示第54号</p>																																	
<p>出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)</p>																																	

表 3.5.8 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 22 年 10 月 1 日大阪市告示第 1124 号）

#### (6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 7 条の規定に基づく、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準は、表 3.5.9 に示すとおりである。

表 3.5.9 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を項目ごとに定められた方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- (注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

### 3.5.2 環境保全関係法令等

#### (1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪市環境基本条例」（平成7年3月16日大阪市条例第24号）を制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年3月23日大阪府条例第5号）を制定し、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日大阪府条例第6号）を制定している。

#### (2) 大気汚染に係る規制

##### (a) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

##### (b) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、アスベスト等が使用されている建築物等の解体・改造・補修作業に対する事前調査、届出、作業の基準等が定められている。

##### (c) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年10月2日環境庁告示第64号）により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度をこえていると

認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）の規定による措置をとるべきことを要請することができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）（以下「自動車 NO<sub>x</sub> 法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域（対象地域）として定めている。さらに、大都市地域における窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質（PM）による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、平成 13 年 6 月に自動車 NO<sub>x</sub> 法が改正され、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法）が制定された。自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減計画、車種規制、事業者排出抑制対策が行われている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、大阪府内の 37 市町の対策地域を発地又は着地として、「対象自動車（トラックやバス等）」で荷物の積卸し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車又は経過措置対象車」を使用しなければならないと定められており、いわゆる流入車規制が行われている。

大阪市では、自動車排出ガス対策として、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化等の交通環境対策や、次世代自動車等の更なる普及促進を推進している。

### **(3) 水質汚濁に係る規制**

#### **(a) 公共用水域に係る規制**

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の 1 日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup> 以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

#### **(b) 地下水の水質に係る規制**

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

#### (4) 水底土砂の判定基準及び底質の暫定除去基準

公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の判定基準や除去等の基準として、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）において、水底土砂の判定基準が、「底質の暫定除去基準について」（昭和63年9月8日環水管第127号）において、底質の暫定除去基準がそれぞれ表3.5.10のとおり示されている。

表 3.5.10(1) 水底土砂の判定基準

項 目	判定基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1 L につき水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 L につき鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1 L につき有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1 L につきひ素 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1 L につきシアン 1mg 以下
P C B	検液 1 L につき P C B 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1 L につき銅 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1 L につき亜鉛 2mg 以下
ふっ化物	検液 1 L につきふっ素 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 L につきトリクロロエチレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 L につきテトラクロロエチレン 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1 L につきベリリウム 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1 L につきクロム 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1 L につきニッケル 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1 L につきバナジウム 1.5mg 以下
有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 L につきジクロロメタン 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1 L につき四塩化炭素 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 1,2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 1,1-ジクロロエチレン 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につきシス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 1,3-ジクロロプロペン 0.02mg 以下
チウラム	検液 1 L につきチウラム 0.06mg 以下
シマジン	検液 1 L につきシマジン 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 L につきチオベンカルブ 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1 L につきベンゼン 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 L につきセレン 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 1,4-ジオキサン 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1 L につきダイオキシン類 10pg 以下

(注) 溶出試験による。

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）

表 3.5.10(2) 底質の暫定状況基準（水銀）

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \times \frac{\Delta H}{J} \times \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差(m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

- (1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅(m)} \times \frac{12 \times 60(\text{分})}{\text{平均周期(分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
  - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。
  - 3) 2)の割合がおおむね1/2を越える水域においては、100とする。

出典：環境省ホームページ「底質の暫定除去基準について 水銀を含む底質の暫定除去基準」（令和5年6月閲覧）より作成

表 3.5.10(3) 底質の暫定状況基準（PCB）

PCBを含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

出典：環境省ホームページ「底質の暫定除去基準について PCBを含む底質の暫定除去基準」（令和5年6月閲覧）より作成

#### (5) 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）では、特定有害物質（鉛、砒素等26物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。管理有害物質及び基準値は、表3.5.11に示すとおりである。

表 3.5.11 管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準 (指定基準) [mg/kg]	溶出量基準 (指定基準) [mg/L]	第二溶出量 基準 [mg/L]
管理有害物質(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン	-	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	-	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	-	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	-	0.1 以下	1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	-	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン	-	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン	-	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン	-	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	-	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	-	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	-	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	-	0.01 以下	0.1 以下
	重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出 されないこと	シアン 1 以下
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下 うちアルキル水銀	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
				検出されないこと	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	-	0.003 以下	0.03 以下	
	チオベンカルブ	-	0.02 以下	0.2 以下	
	チウラム	-	0.006 以下	0.06 以下	
	PCB	-	検出されないこと	0.003 以下	
	有機りん化合物	-	検出されないこと	1 以下	
ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	-	-	

(注)  
mg/kg (土壌1キログラムにつきミリグラム)、mg/L (検液1リットルにつきミリグラム)、  
pg-TEQ/g (土壌1gにつきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号)

(6) 騒音に係る規制

(a) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表3.5.12に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表3.5.12に示す規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地周辺地域の区域区分は、第三種区域に指定されている。

表 3.5.12 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から翌日 の午前6時まで
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

(注)

- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 区域の区分は、以下に示すとおりである(大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない)。
  - 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
  - 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第四種区域：工業地域及び知事が公示して指定する地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び収用施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第一条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号)

「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」(昭和61年4月1日大阪市告示第246号)

「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」(昭和61年1月1日大阪市告示第247号)

(b) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 3.5.13 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 3.5.13 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

表 3.5.13 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界上における基準値	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	85 デシベル	19 時 ～ 翌日 の 7 時	22 時 ～ 翌日 の 6 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 日 及 び 休 日	
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業*								
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
9. 6,7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業								
10. コンクリートカッターを使用する作業*								
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
(注)								
1 *は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示すとおりである（大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない）。								
2 第1号区域とは、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。								
3 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。								
4 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。								

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）  
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日大阪府規則第81号）  
 「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月1日大阪市告示第246号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月1日大阪市告示第248号）

### (c) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、市町村長は、自動車騒音が表 3.5.14 に示す限度を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表 3.5.14 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 翌日の午前6時)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注)

- 1 区域の区分は、以下に示すとおりである（大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない）。
  - a 区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
  - b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
  - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る要請限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成12年3月24日大阪市告示第277号）

### (d) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(7) 振動に係る規制

(a) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表3.5.15に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表3.5.15に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際の届出が必要となることが定められている。

事業計画地及び周辺の区域区分は、第二種区域(I)に指定されている。

表 3.5.15 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第一種区域		60	55
第二種区域 (I)		65	60
第二種区域 (II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の地域	65	60
	その他の区域	70	65

(注)

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 区域の区分は、以下に示すとおりである(大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない)。
  - 第一種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域(II)に該当する地域以外の地域
  - 第二種区域(I)：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域(II)に該当する地域以外の地域
  - 第二種区域(II)：工業地域及び知事が公示して指定する地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号)  
 「振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」(昭和61年4月1日大阪市告示第251号)

(b) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 3.5.16 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 3.5.16 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出が必要となることが定められている。

表 3.5.16 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界上における基準値	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75 デシベル	19時 ～ 翌日の 7時	22時 ～ 翌日の 6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		日曜日及び休日
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破碎機を使用する作業*								
4. ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業*								
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る)を使用する作業								

(注)

- \*は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示すとおりである(大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない)。
- 第1号区域とは、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
- 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
- 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号)

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」(昭和61年4月1日大阪市告示第250号)

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域」(昭和61年4月1日大阪市告示第252号)

### (c) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 3.5.17 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 3.5.17 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～翌日の午前 6 時)
第一種区域		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域		70 デシベル	65 デシベル

(注)  
区域の区分は、以下に示すとおりである（大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない）。  
第一種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域  
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間」（昭和 61 年 4 月 1 日大阪市告示第 253 号）

### (8) 地盤沈下に係る規則

「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）では、工業用水としての地下水の採取について許可等を必要としている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等を必要としている。

### (9) 悪臭に係る規制

大阪市では、「悪臭防止法第 3 条及び第 4 条の規定に基づく規制地域及び規制基準」（平成 18 年 1 月 27 日大阪市告示第 103 号）で悪臭の規制基準として、敷地境界線における臭気指数 10 を定めている。

### (10) 日照障害に係る規制

大阪市域における日陰による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）及び「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年 4 月 1 日大阪市条例第 62 号）に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日陰となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとしている。

### (11) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、各主体が一体となって、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」（平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号）を制定している。なお、同条例ではエネルギーを多量に使用する事業者等（特定事業者等）に対し、温暖化対策の計画や報告を、また大規模な建築物の新築等の際に、建築主に対し、環境への配慮に関する計画書等の届出を義務づけている。

大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」（大阪市、令和 4 年 10 月）を策定している。また、ヒートアイランド対策のための「おおさかヒートアイランド対策推進計画」（大阪府・大阪市、平成 27 年 3 月）を策定し、それぞれ取組みを進めている。

### (12) 景観に係る規制

「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）では、景観計画区域内において、建築物の新築等の行為を行う場合は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計に関する事項等を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき「大阪市景観計画」を策定している。計画では良好な景観形成の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む）を景観計画区域とし、建築物等の形態意匠について景観形成方針・景観形成基準を定め、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

### (13) 緑化に係る規制

大阪府では、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりを目指し、「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年 3 月 30 日大阪府条例第 2 号）により、一定規模（敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>）以上の建築物の新築・改築又は増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市で敷地面積 1,000m<sup>2</sup> 以上の新築又は増改築を行う場合には、「大阪市みどりのまちづくり条例」（平成 28 年大阪市条例第 31 号）により、敷地面積の 3% 以上の緑地を設置することとされ、敷地面積が 1,000m<sup>2</sup> 未満の建築の場合には、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準」（大阪市、昭和 50 年 10 月 1 日）において、市の定める基準により緑地を設置することとしている。

#### (14) 大阪市環境基本計画等

大阪市では、「大阪市環境基本条例」の「すべての市民は、良好な都市の環境を享受する権利とこれを未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。」という考え方を踏まえて、平成 23 年に「大阪市環境基本計画」が策定され、さらに、市民の皆様が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、令和元年 12 月に新たな「大阪市環境基本計画」を策定している。

大阪市環境基本計画では、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の 3 本柱として「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たすことによって、本計画のビジョンである「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現（達成目標：2030 年（令和 12 年度）まで（中間時点で見直し））を目指している。

また、関連計画として「大阪市地球温暖化対策実行計画」、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」等を策定している。